

財務省告示第二百十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年五月十五日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（二年）（第二百五 十六回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で五千二百九十六億円	五千二百九十九億四千九百五十 万円	三万六千円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年五月十五日	額面金額百円につき百円六銭六

十一
十二
利率
初期
利率

十三
第二期
以後
の
利息

十四
十五
十六
十七
償還
金額
償還
金額
元利
支
払
場所
払込
期日

厘

平成十九年十一月十五日を
支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五
日を
支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成二十一年五月十五日
額面金額百円につき百円

日本銀行
平成十九年五月十五日